

### Ⅲ 排水設備工事計画確認申請

尼崎市公営企業局 上下水道部 下水道建設課 排水設備担当

#### 1. 申請書類について

##### (1) 工事着手前

申請書類は、全部で5点（1部）となります。申請書類5点（1部）の内訳は、下記のとおりです。

- ① 公共下水道使用開始届 . . . . . 1部
- ② 排水設備工事計画確認申請書兼水洗便所開始届（市控え） . . . . . 1部
- ③ 排水設備工事計画確認申請書兼水洗便所開始届（指定工事店控え） . . . . . 1部
- ④ 排水設備工事計画確認書（施主控え） . . . . . 1部
- ⑤ 排水設備台帳（計画申請図） . . . . . 1部

尼崎市下水道条例第3条の2より、施工業者は下水道排水設備工事指定店に指定されている必要があります。申請人は施主（建築確認申請時の事業者）になります。原則、工事着手前に申請書を提出して下さい。工事計画上で相談等あれば窓口で申し出て下さい。

##### (2) しゅん功後

申請書類は、全部で2点（1部）となります。申請書類2点（1部）の内訳は、下記のとおりです。

- ① 排水設備工事しゅん功届兼しゅん功検査依頼書 . . . . . 1部
- ② 排水設備台帳（しゅん功図） . . . . . 1部

排水設備工事完成後、直ちにしゅん功検査を受けて下さい。工事中に計画申請図から変更が生じた場合は早めに窓口で申し出て下さい。なお、しゅん功検査時には、専属の責任技術者が立ち会うことが必要となっています。（尼崎市下水道排水設備指定工事店規程第6条第2項第8号）

#### 2. 添付図面について

添付する図面は、排水設備台帳（計画申請図又はしゅん功図）が必要です。なお、申請の内容によっては、それ以外の書類を求めることがあります。

##### (1) 平面図の作成について

###### ① 埋設管、樹等の表示について

汚水系統は赤色、雨水系統は青色、既設管については黒色で図示して下さい。また樹は排水管の起点、屈曲点、合流点、延長の長い中間点、及び立管との合流点に設置する必要があり、管の径や延長、樹の内径等、計画の詳細がわかるように図示して下さい。また、排水設備施設と接続樹との接合部は樹底部とし、接続する際に著しく落差が生じる場合には、ドロップ樹を設置して下さい。

###### ② 防臭（トラップ）器具等の設置について

合流区域において、汚水と雨水が合流する中間樹には防臭（トラップ）器具等を設置するようにして下さい。

### ③ 雨水浸透施設の設置について

本市では、個人専用住宅を除く敷地面積300㎡以上の開発行為に対して雨水浸透施設の設置が必要となっています。排水設備工事計画確認申請書に添付する図面には、雨水浸透施設設置届の内容を反映した計画として下さい。

### ④ ごみ集積施設等について

ごみ集積施設等からの排水は汚水として排水し、防臭（トラップ）器具等を設置するようにして下さい。

## 3. 計画申請図又はしゅん功図の確認について

受理された申請図等の審査に、概ね1週間から10日（土曜、日曜を除く）が必要となります。

## 4. しゅん功検査の日程について

毎月1日から15日までに検査依頼のあったもの

⇒同月の16日から月末までに現地竣工検査を実施

毎月16日から月末までに検査依頼のあったもの

⇒翌月の1日から15日までに現地竣工検査を実施

※原則、検査申込日から7日間は検査を実施いたしません。

受付最終日が土、日曜日になる場合は、前日の金曜日に申し込みください。

検査日を特に指定する場合や希望がある際には、別途申し出ください。

## 5. その他注意事項

- ・工事の着工は、当該申請が受理されていることとその他必要となる関係法令に基づく許可等を受けたのちに着手して下さい。
- ・排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせることはできません。
- ・現場確認を要する申請には、受理までに概ね2週間から3週間が必要となりますので、早めに申請して下さい。

## 6. 連絡先等

申請した工事内容の変更や工事完成が難しい場合及び不測の事態が発生した場合等については、下記へ連絡のうえ係員の指示に従って下さい。

（連絡先：尼崎市公営企業局 上下水道部 下水道建設課 排水設備担当 TEL06-6489-7410）